

滋賀県住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 知事は、土砂災害から県民の生命、身体および財産を保護するため、住宅・建築物の土砂災害対策改修について、本要綱に基づいて補助事業を実施する本県内の市町（以下「補助事業主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

(1)次に掲げる要件に該当する住宅・建築物であること。

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内にあること。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室を有するものであること。

ウ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定について既存不適格であること。

エ 国、地方公共団体、その他公的機関の所有するものでないこと。

(2) 補助事業主体が、前号に該当する住宅・建築物（以下「補助対象建築物」という。）が自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないように、次のいずれかに該当する工事（以下「土砂災害対策改修」という。）を実施する者に対する補助事業を行うもので、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）の住宅・建築物安全ストック形成事業に基づく国の交付金を受けて行う事業であること。

ア 補助対象建築物の外壁または構造耐力上主要な部分を改修するもの。

イ 土石等の高さ等以上の高さを有し、かつ補助対象建築物の外壁および構造耐力上主要な部分に作用すると想定される衝撃を遮ることができる門または塀を設けるもの。

(3) 補助対象建築物が、土砂災害対策改修の結果、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合すること。

(4) 県が交付する他の補助金等を受ける事業でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象建築物の所有者が補助対象事業に要する工事費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に5.75%を乗じて得た額（193千円を限度とする。）または補助事業主体が補助する額に4分の1を乗じて得た額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業主体の長は、補助金の交付を申請する場合は規則第3条第1項に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 補助事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類（別紙1）
- (3) 予算議決書（抜粋）（別紙2）
- (4) 補助対象建築物概要書（別紙3）
- (5) 補助対象建築物の位置図（別紙4）
- (6) 土砂災害対策改修の概要がわかる設計図面
- (7) 写真（別紙5）
- (8) 土砂災害対策改修の工事施工者の見積書の写し（対象外工事分が含まれている場合は、補助対象事業と明確に分けられたもの）
- (9) 補助事業主体の事業実施に係る要綱等の写し

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業にかかる収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(交付の取下げ)

第7条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の申請を取り下げることのできる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とし、その間に取り下げる旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定額の変更申請)

第8条 補助事業主体の長は、補助事業の内容の変更に伴って交付決定を受けた補助金の額の変更を申請しようとする場合は、補助金交付決定額変更申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 補助事業主体の長は、補助事業を中止し、または廃止しようとする場合は、中止（廃止）申請書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業主体の長は、補助事業が完了したときは規則第12条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙6）
- (2) 収支決算書（別紙6）
- (3) 事業台帳（別紙7）

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業主体の長に通知するものとする。

（補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知）

第12条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第3条の補助金等交付申請書の、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第12条の補助事業等実績報告書の提出があった日からそれぞれ30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第13条 補助事業主体の長は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく交付の取下げ、第8条の規定に基づく交付の変更申請、第9条の規定に基づく中止または廃止の申請および第10条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県知事

市町長

年度滋賀県住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業費補助金
交付決定額変更申請書

年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定のありました
事業計画について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助金交付変更額

交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
差引増減額	金	円

2 計画変更の理由

3 添付書類

変更事業計画書・変更収支予算書 別紙1のとおり

予算議決書（補正予定含む）（抜粋） 別紙2のとおり

（注）1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

滋賀県知事

市町長

年度滋賀県住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業
中止（廃止）申請書

年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定のありました
補助事業については、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業中止（廃止）の理由

4 中止する期間

年 月 日から 年 月 日まで

- (注) 1 不要文字は二重線で抹消すること。
2 該当しない項目については記入する必要はない。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。